

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

知らぬ間に子どもがゲームをして高額課金！ 申込みの取り消しはできるの？

最近、未成年の子どもがオンラインゲームなどを利用して、保護者あてに高額な請求が来ってしまうケースが増えています。

未成年者が親権者の同意を得ずに申し込んだ契約は、インターネット上などで行った電子契約であっても原則取り消すことができます。しかし、未成年者が成人であると偽って申込みをした場合は、取り消しが認められません。

オンラインゲームのしくみや内容をお子さんと共に確認し、使い方についてじゅうぶんに話し合いましょう。



市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

司法書士による無料消費生活相談 **要予約**

とき＝6月4日（木）13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

